

京労発基 0326 第 9 号
令和 8 年 3 月 26 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



令和 8 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和 7 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（令和 7 年 12 月末速報値。別紙参照。）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業 337 人、建設業 278 人、商業 221 人、運送業 201 人、警備業 186 人となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いています。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定されたところです。

令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」は、別添の実施要綱（以下「要綱」という。）により、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとなります。本キャンペーンにおいては、すべての職場において、同ガイドラインに基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、特に、①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤

化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしています。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営される予定です。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、この趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対して、別添の要綱、ガイドライン及び「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(令和7年12月速報値)」を配布いただくなど、本キャンペーンの周知につきまして、併せて特段のご配慮をお願い申し上げます。

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷しています。